

浮島処理センターと王禅寺処理センターで発生する余剰電力の売却及び 浮島処理センターほか12施設で使用する電力の供給に関する契約書

川崎市（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）は、浮島処理センターで発生する余剰電力量及び王禅寺処理センターで発生する余剰電力量のうち非FIT（非バイオマス）分の売却並びに浮島処理センターほか12施設で使用する電力の供給に関し、次の条項により契約を締結する。

また、余剰電力の売却とともに、非化石価値取引市場に基づく環境付加価値である非FIT非化石価値も併せて売却を行うものとする。

第1章 余剰電力の売却

（契約の目的）

第1条 発注者は、浮島処理センターで発生する余剰電力量及び王禅寺処理センターで発生する余剰電力量のうち非FIT（非バイオマス）分を、受注者に全量売却するものとし、受注者は発注者にその対価を支払うものとする。ただし、発注者は浮島処理センター（浮島処理センターが自己託送停止期間中の場合は、王禅寺処理センター）から堤根処理センターほか11施設に自己託送を実施するため、余剰電力については自己託送の電力を差し引いた電力を売却するものとする。

2 第1項の余剰電力量に対して、全量を非FIT非化石価値分として換算するものとし、発注者は受注者に非化石価値を売却するものとする。なお、毎月の電力量認定の申請は本市で実施するものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、別紙1「契約金額一覧」の契約電力料金単価のとおりとする。ただし、その各金額には消費税額および地方消費税額を含まないものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項、第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額である。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は必要とする。ただし、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号に該当する場合は免除とする。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

（余剰電力量の増減）

第6条 契約期間内に発注者の余剰電力量が計画に比べて増減がある場合でも、発注者は受注者に余剰電力を全量売却するものとする。

（余剰電力売却上の協力）

第7条 発注者及び受注者は、この契約に係る余剰電力の売却を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

2 発注者は、受注者の要求に基づき余剰電力量計画を受注者に提出するものとする。

- 3 余剰電力量が計画と大きく乖離する事態が生じた場合や生じるおそれがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。
- 4 余剰電力を別紙 27 及び 28 のとおり自己託送するものとする。ただし、各施設への自己託送計画については、原則、前日 8 時までには通知する。

(接続供給契約)

第 8 条 余剰電力の供給のため別途、受注者と「電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 11 日成立）」の施行後において当該地域を管轄する送配電事業者の接続供給契約が必要となる場合は、受注者の負担で接続供給契約を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを発注者に提出するものとする。また、売電契約の解消に際し、受注者は速やかに接続供給契約の解約を管轄する送配電事業者に対して行うものとする。

- 2 発注者は、発電者として接続供給契約を遵守する。
- 3 接続検討の申し込みは、発注者の負担で発注者が行う。発注者は、受注者が接続供給契約を締結する際に、本契約期間に限って受注者が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。
- 4 接続供給契約に必要な費用（発注者に起因し生ずる費用を除く）が生じた場合は、受注者が負担する。

(余剰電力売却の中止又は制限)

第 9 条 発注者は次の各号のいずれかに該当する場合、余剰電力の売却を中止又は制限できるものとする。

- (1) 発注者が管轄する送配電事業者の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により電力を供給できない場合。
- (2) 発注者の施設の事故または運営上の都合による場合。
- (3) その他保安上の必要がある場合。

(通信設備等の取付け)

第 10 条 管轄する送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他附属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産とし設置工事については、受注者の負担で設置する。

- 2 通信設備等の取付け場所は、発注者受注者協議の上、場所を選定し発注者が提供する。
- 3 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。

(計量及び算定期間)

第 11 条 余剰電力量の算定期間は、原則として、毎月 1 日から末日までの期間とする。

- 2 余剰電力量の算定期間は前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間とする。
- 3 自己託送実施時の余剰電力量については、電力量計から自己託送の計画値を差し引いた値とする。電力量計の設置、変更が必要な場合は受注者の責任でこれを行う。

(電力料金及びその支払)

第 12 条 電力料金は第 11 条によって計量された余剰電力量を別紙 1「契約金額一覧」の料金の算出式で算出するものとし、受注者は発注者に電力料金を毎月支払うものとする。

- 2 前項の電力量 1 キロワット時の単価の単位は、1 銭とし、電力料金の単位は、1 円単位とする。ただし、電力料金と消費税及び地方消費税の単位は、それぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。
- 3 発注者は上記により算出された当該月分の料金を翌月の 10 日頃までに請求し、受注者は請求があった月の末日（ただしその日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）（以下「支払期限」と

いう。)に支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

- 4 支払期限までに当該電力料金が納入されない場合は、その延滞日数につき、電力料金に年14.6パーセントの割合で計算して得た額を受注者が、延滞料として発注者に納入しなければならない。また、延滞が発生した場合は、本市と契約している施設で使用する電力の支払と清算することが出来るものとし、その時点の延滞料についても併せて清算することとする。

(記録)

第13条 発注者、受注者は電力の売却、購入について記録し、それぞれの要求によりその写しを送付するものとする。

(秘密の保持)

第14条 受注者及び発注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 期限内に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。
- (2) 契約履行の着手を遅延したとき。
- (3) 契約解除の申し出があったとき。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき。
- (5) 前各号の他、受注者又はその代理人がこの条項に違反したとき。
- (6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第52号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (8) 支払の延滞が発生したとき。

(環境付加価値の帰属)

第16条 エネルギー供給構造高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値の対価については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの全てを売却した電力に含むものとする。なお、非化石証書の引渡しについては、日本卸電力取引所を通して相対取引するものとし、届出を行う際に必要な書類及び資料等は相互に提供しあうものとする。また、毎月の電力量認定の申請は本市で実施するものとする。

(疑義の解決)

第17条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、別に定める協定書等によるほか発注者、受注者間で協議して解決するものとする。

(訴訟の提起)

第18条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第19条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほか、発注者、受注者間で協議して定めるものとする。

第2章 使用電力の供給

(契約の目的)

第1条 受注者は、発注者の浮島処理センターほか12施設で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、別紙2～11 契約金額一覧の「1 使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）」のとおりとする。各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の変更を必要とするときは、発注者及び受注者は協議の上、契約金額を変更することができるものとする。

3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件とする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和5年4月1日0時から令和6年3月31日24時までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は必要とする。ただし、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号に該当する場合は免除とする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第6条 契約期間内に発注者の使用電力量が、予定使用電力量に比べ増減がある場合でも受注者は、発注者に電力を供給するものとする。

(電力供給上の協力)

第7条 発注者及び受注者は、この契約に係る電力の供給を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

2 発注者は、受注者の要求に基づき使用電力量計画を受注者に提出するものとする。

3 使用電力量が計画と大きく乖離する事態が生じた場合あるいは生じるおそれがある場合は、発注者は受注者に対し速やかに通知するものとする。

4 浮島処理センター及び王禅寺処理センターで発生する余剰電力を別紙27、28のとおり各施設へ自己託送するものとする。

なお、浮島処理センターの全休炉期間や焼却炉の運転計画上、自己託送実施出来ない期間は、王禅寺処理センターから各施設へ自己託送を行うものとする。（浮島処理センター自己託送停止予定期間：①令和5年4月17日～令和5年5月26日、②令和5年7月11日～令和5年8月9日、③令和5年9月17日～令和6年3月31日）

5 受託者は、ベース電源として自己託送する施設については、負荷追従分の電力を供給するものとする。（受託者は契約電力のうち、自己託送分を除いた電力を供給するものとする。）なお、浮島処理センターの全休炉期間等の自己託送できない期間は、全量供給するものとする。

(接続供給契約)

第8条 電力の供給のため別途、受注者と当該地域を管轄する送配電事業者の接続供給契約が必要となる場合は、受注者は、受注者の負担で当該地域を管轄する送配電事業者と接続供給契約を遅滞な

く締結し、必要な部分の写しを発注者に提出するものとする。

2 発注者は、当該地域を管轄する送配電事業者の「託送等供給約款」における需要者に係る事項を遵守するものとする。

3 接続供給契約に必要な費用（発注者に起因し生ずる費用を除く。）が生じた場合は、受注者が負担する。

（自己託送）

第9条 自己託送に関する事項について、発注者、送配電事業者、受託者の3者で協議するものとする。

（通信設備等の取付け）

第10条 当該地域を管轄する送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他附属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、受注者の財産とし設置工事については、受注者の負担で設置する。

2 通信設備等の取付け場所は、発注者及び受注者が協議の上、場所を選定し発注者が提供する。

3 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、受注者の負担で撤去する。

（契約電力の変更）

第11条 契約電力を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、変更するものとする。

2 発注者が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、契約超過金の支払いについて発注者及び受注者が協議を行い、契約超過金の支払いが適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を契約超過金として受注者に支払うものとする。

3 高圧受電施設については、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11ヶ月の最大電力のうち、いずれか大きい値とする。

（計量及び算定期間）

第12条 計量日は、原則として、毎月1日とし、受注者は計量日に記録された値の読みにより使用電力量を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 使用電力量の算定期間は前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間とする。

（料金の算定及びその支払い）

第13条 電力料金は、第11条によって計量された使用電力量を別紙2～11「契約金額一覧」の料金の算出式で算出するものとし、発注者は受注者に電力料金を毎月支払うものとする。

2 前項の電力量1キロワット時の単価の単位は、1銭とする。

ただし、電力料金と消費税及び地方消費税の単位は、それぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

3 受注者は上記により算出された当該月分の料金を翌月の10日までに請求し、発注者は請求書を受領した日から30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）（以下「支払期限」という。）に支払うものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

なお、各施設毎に料金を算定し、請求するものとする。

（記録）

第14条 発注者は電力の購入量を、受注者は電力の売却量を互いに記録し、それぞれの要求によりその写しを送付するものとする。

（秘密の保持）

第15条 受注者及び発注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 期限内に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。
- (2) 契約履行の着手を遅延したとき。
- (3) 契約解除の申し出があったとき。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき。
- (5) 前各号の他、受注者又はその代理人がこの条項に違反したとき。
- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第52号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

2 第1項の規定は、受注者又はその代理人の責任による事由により履行不能となった場合については、これを準用する。

(違約金)

第17条 受注者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に第2条に定める別紙2～11「契約金額一覧」の電力の供給に関する単価を乗じて得た額に、基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 発注者は、前条による違約金の支払いがあった場合でも、発注者が被った損害に対し損害賠償を請求することができる。

(疑義の解決)

第19条 この契約に定める条項その他について疑義が生じた場合には、別に定める協定書等によるほか発注者及び受注者は協議して解決するものとする。

(訴訟の提起)

第20条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(電気需給約款)

第21条 この契約書に定めのない事項については、受注者の電気需給約款（以下「約款」という。）によるものとする。

2 この契約書と約款において相反する内容がある場合には、この契約書を優先し、発注者及び受注者はこの契約書に従うものとする。

(その他)

第22条 この契約書に定めるもののほか、必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほか、その都度、発注者及び受注者は協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

(発注者) 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

川崎市長 福田 紀彦 印

(受注者)

契 約 金 額 一 覧

1 浮島処理センターで発生する余剰電力の売却に関する単価（契約電力料金単価）

適 用	単 位	単 価
夏季平日昼間電力量	k Wh	〇〇円〇〇銭
その他季平日昼間電力量	k Wh	〇〇円〇〇銭
その他電力量	k Wh	〇〇円〇〇銭
非 FIT 非化石価値	k Wh	〇〇円〇〇銭

2 王禅寺処理センターで発生する余剰電力の売却に関する単価（契約電力料金単価）

適 用	単 位	単 価
夏季平日昼間電力量	k Wh	〇〇円〇〇銭
その他季平日昼間電力量	k Wh	〇〇円〇〇銭
その他電力量	k Wh	〇〇円〇〇銭
非 FIT 非化石価値	k Wh	〇〇円〇〇銭

3 料金の算出式

1月の料金 = 電力の売却料金 + 消費税及び地方消費税の額

(1) 電力料金

夏季平日昼間電力量料金 = 夏季平日昼間電力量 × 夏季平日昼間電力量単価

その他季平日昼間電力量料金 = その他季平日昼間電力量 × その他季平日昼間電力量単価

その他電力量料金 = その他電力量 × その他電力量単価

非 FIT 非化石価値料金 = 全電力量 × 非化石価値単価

(2) 電力量の区分

ア 夏季平日昼間電力量

夏季（7月1日から9月30日までの期間）において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間の余剰電力量とする。

イ その他季平日昼間電力量

その他季（4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間）において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間の余剰電力量とする。

ウ その他電力量

夏季平日昼間電力量及びその他季平日昼間電力量以外の余剰電力量とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

(3) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

ただし、消費税及び地方消費税を加算する場合には、その税が課される額及びその税の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てとする。

契 約 金 額 一 覧

1 浮島処理センター使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）

区 分	単 位	単 価	適 用
基本料金 単価	1 か月 1 キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	常時電力
	1 か月 1 キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	予備電源(仮設電源)
電力量 (従量) 料金単価	1 キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	ピーク時間
	1 キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夏季昼間時間
	1 キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	その他昼間時間
	1 キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夜間時間

(上記単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。)

2 料金の算出式

1月の電力量料金 = 基本料金 + 電力量料金

(1) 基本料金

$$\text{基本料金(使用月)} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times ((185 - \text{実測力率}(\%)) \div 100) \\ + \text{契約電力} \times \text{予備電源単価}$$

$$\text{基本料金(無使用月)} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \div 2 \\ + \text{契約電力} \times \text{予備電源単価}$$

(2) 電力量料金

ピーク時間料金 = ピーク時間電力量 × ピーク時間電力量料金単価

夏季昼間時間料金 = 夏季昼間時間電力量 × 夏季昼間時間電力量料金単価

その他昼間時間料金 = その他昼間時間電力量 × その他昼間時間電力量料金単価

夜間時間料金 = 夜間時間電力量 × 夜間時間電力量料金単価

燃料費調整額 = 総使用電力量 × 燃料費調整単価

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

= 総使用電力量 × 賦課金単価

※予備電源の電力量料金については常時電力量料金に3パーセント上乗せした金額とする。

(3) 電力量の区分

ア ピーク時間

夏季（7月1日から9月30日までの期間）において、休日等を除き、午後1時から午後4時までの間とする。

イ 夏季昼間時間

夏季（7月1日から9月30日までの期間）において、休日等を除き、午前8時から午後

1時及び午後4時から午後10までの間とする。

ウ その他季昼間時間

その他季（4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間）において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間とする。

エ 夜間時間

ピーク時間、夏季昼間時間及び、その他季昼間時間以外とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

(4) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(5) 燃料費等調整単価

受注者の発電費用等の変動による燃料費調整単価は、送配電事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

契 約 金 額 一 覧

1 堤根処理センター使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）

区 分	単 位	単 価	適 用
基本料金 単価	1か月1キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	常時電力
電力量 (従量) 料金単価	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	ピーク時間
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夏季昼間時間
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	その他昼間時間
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夜間時間

（上記単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。）

2 料金の算出式

1月の電力量料金 = 基本料金 + 電力量料金

(1) 基本料金

基本料金（使用月） = 契約電力 × 基本料金単価 × ((185 - 実測力率(%)) ÷ 100)

基本料金（無使用月） = 契約電力 × 基本料金単価 ÷ 2

(2) 電力量料金

ピーク時間料金 = ピーク時間電力量 × ピーク時間電力量料金単価

夏季昼間時間料金 = 夏季昼間時間電力量 × 夏季昼間時間電力量料金単価

その他昼間時間料金 = その他昼間時間電力量 × その他昼間時間電力量料金単価

夜間時間料金 = 夜間時間電力量 × 夜間時間電力量料金単価

燃料費調整額 = 総使用電力量 × 燃料費調整単価

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

= 総使用電力量 × 賦課金単価

(3) 電力量の区分

ア ピーク時間

夏季（7月1日から9月30日までの期間）において、休日等を除き、午後1時から午後4時までの間とする。

イ 夏季昼間時間

夏季（7月1日から9月30日までの期間）において、休日等を除き、午前8時から午後1時及び午後4時から午後10時までの間とする。

ウ その他昼間時間

その他季（4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間）において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間とする。

エ 夜間時間

ピーク時間、夏季昼間時間及び、その他昼間時間以外とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

(4) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(5) 燃料費等調整単価

受注者の発電費用等の変動による燃料費調整単価は、送配電事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

契約金額一覧

1 王禅寺処理センター使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）

区分	単位	単価	適用
基本料金 単価	1か月1キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	常時電力
	1か月1キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	予備線
	1か月1キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	自家発補給（使用月）
	1か月1キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	自家発補給（無使用月）
電力量 (従量) 料金単価	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	ピーク時間
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夏季昼間時間
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	その他昼間時間
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夜間時間
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	自家発補給電力 ※

（上記単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。）

※上記、自家発補給電力料金単価について、定期検査その他季料金とする。

定期検査夏季料金、定期検査以外の夏季料金及びその他季料金については東京電力エナジーパートナー株式会社 電気需給約款（特別高圧）に記載の標準単価（税込）とする。

2 料金の算出式

1月の電力量料金 = 基本料金 + 電力量料金

(1) 基本料金

$$\begin{aligned} \text{基本料金（使用月）} &= \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times ((185 - \text{実測力率}(\%)) \div 100) \\ &+ \text{契約電力} \times \text{予備線単価} \\ &+ \text{自家発補給契約電力} \times \text{自家発補給（使用月）単価} \times ((185 \\ &- \text{実測力率}(\%)) \div 100) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{基本料金（無使用月）} &= \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \div 2 + \text{契約電力} \times \text{予備線単価} \\ &+ \text{自家発補給契約電力} \times \text{自家発補給（無使用月）単価} \end{aligned}$$

(2) 電力量料金

ピーク時間料金 = ピーク時間電力量 × ピーク時間電力量料金単価

夏季昼間時間料金 = 夏季昼間時間電力量 × 夏季昼間時間電力量料金単価

その他昼間時間料金 = その他昼間時間電力量 × その他昼間時間電力量料金単価

夜間時間料金 = 夜間時間電力量 × 夜間時間電力量料金単価

自家発補給電力料金 = 自家発補給電力量 × 自家発補給電力量料金単価
燃料費調整額 = 総使用電力量 × 燃料費調整単価
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
= 総使用電力量 × 賦課金単価

(3) 電力量の区分

ア ピーク時間

夏季（7月1日から9月30日までの期間）において、休日等を除き、午後1時から午後4時までの間とする。

イ 夏季昼間時間

夏季（7月1日から9月30日までの期間）において、休日等を除き、午前8時から午後1時及び午後4時から午後10時までの間とする。

ウ その他季昼間時間

その他季（4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間）において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間とする。

エ 夜間時間

ピーク時間、夏季昼間時間及び、その他季昼間時間以外とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

(4) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(5) 燃料費等調整単価

受注者の発電費用等の変動による燃料費調整単価は、送配電事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

契約金額一覧

1 南部リサイクルセンター使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）

区分	単位	単価	適用
基本料金 単価	1か月1キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	常時電力
電力量 (従量) 料金単価	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夏季
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	その他季

（上記単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。）

2 料金の算出式

1月の電力量料金 = 基本料金 + 電力量料金

(1) 基本料金

基本料金(使用月) = 契約電力 × 基本料金単価 × ((185 - 実測力率(%)) ÷ 100)

(2) 電力量料金

夏季料金 = 夏季電力量 × 夏季電力量料金単価

その他季料金 = その他季電力量 × その他季電力量料金単価

燃料費調整額 = 総使用電力量 × 燃料費調整単価

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

= 総使用電力量 × 賦課金単価

(3) 電力量の区分

ア 夏季

7月1日から9月30日までの期間とする。

イ その他季

4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社
電気需給約款に記載の休日

(4) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(5) 燃料費等調整単価

受注者の発電費用等の変動による燃料費調整単価は、送配電事業者が定める特定規模需要標準
供給条件による。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該
地域を管轄する送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

契 約 金 額 一 覧

1 加瀬クリーンセンター使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）

区 分	単 位	単 価	適 用
基本料金 単価	1 か月 1 キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	常時電力
電力量 (従量) 料金単価	1 キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夏季
	1 キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	その他季

（上記単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。）

2 料金の算出式

1月の電力量料金 = 基本料金 + 電力量料金

(1) 基本料金

基本料金（使用月） = 契約電力 × 基本料金単価 × ((185 - 実測力率(%)) ÷ 100)

(2) 電力量料金

夏 季 料 金 = 夏 季 電 力 量 × 夏 季 電 力 量 料 金 単 価

そ の 他 季 料 金 = そ の 他 季 電 力 量 × そ の 他 季 電 力 量 料 金 単 価

燃 料 費 調 整 額 = 総 使 用 電 力 量 × 燃 料 費 調 整 単 価

電 気 事 業 者 に よ る 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 電 気 の 調 達 に 関 す る 特 別 措 置 法 に 基 づ く 賦 課 金

= 総使用電力量 × 賦課金単価

(3) 電力量の区分

ア 夏季

7月1日から9月30日までの期間とする。

イ その他季

4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社
電気需給約款に記載の休日

(4) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(5) 燃料費等調整単価

受注者の発電費用等の変動による燃料費調整単価は、送配電事業者が定める特定規模需要標準
供給条件による。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該
地域を管轄する送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

契 約 金 額 一 覧

1 入江崎クリーンセンター使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）

区 分	単 位	単 価	適 用
基本料金 単価	1 か月 1 キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	常時電力
電力量 (従量) 料金単価	1 キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夏季
	1 キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	その他季

（上記単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。）

2 料金の算出式

1 月の電力量料金 = 基本料金 + 電力量料金

(1) 基本料金

基本料金（使用月） = 契約電力 × 基本料金単価 × ((185 - 実測力率(%)) ÷ 100)

(2) 電力量料金

夏 季 料 金 = 夏 季 電 力 量 × 夏 季 電 力 量 料 金 単 価

そ の 他 季 料 金 = そ の 他 季 電 力 量 × そ の 他 季 電 力 量 料 金 単 価

燃 料 費 調 整 額 = 総 使 用 電 力 量 × 燃 料 費 調 整 単 価

電 気 事 業 者 に よ る 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 電 気 の 調 達 に 関 す る 特 別 措 置 法 に 基 づ く 賦 課 金

= 総使用電力量 × 賦課金単価

(3) 電力量の区分

ア 夏季

7月1日から9月30日までの期間とする。

イ その他季

4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社
電気需給約款に記載の休日

(4) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(5) 燃料費等調整単価

受注者の発電費用等の変動による燃料費調整単価は、送配電事業者が定める特定規模需要標準
供給条件による。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該
地域を管轄する送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

契 約 金 額 一 覧

1 浮島埋立事業所使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）

区 分	単 位	単 価	適 用
基本料金 単価	1 か月 1 キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	常時電力
電力量 (従量) 料金単価	1 キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夏季
	1 キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	その他季

（上記単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。）

2 料金の算出式

1 月の電力量料金 = 基本料金 + 電力量料金

(1) 基本料金

基本料金（使用月） = 契約電力 × 基本料金単価 × ((185 - 実測力率(%)) ÷ 100)

(2) 電力量料金

夏季時間料金 = 夏季電力量 × 夏季電力量料金単価

その他季料金 = その他季電力量 × その他季電力量料金単価

燃料費調整額 = 総使用電力量 × 燃料費調整単価

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

= 総使用電力量 × 賦課金単価

(3) 電力量の区分

ア 夏季

7月1日から9月30日までの期間とする。

イ その他季

4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社
電気需給約款に記載の休日

(4) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(5) 燃料費等調整単価

受注者の発電費用等の変動による燃料費調整単価は、送配電事業者が定める特定規模需要標準
供給条件による。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該
地域を管轄する送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

契 約 金 額 一 覧

1 堤根処理センター資源化処理施設使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）

区 分	単 位	単 価	適 用
基本料金 単価	1か月1キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	常時電力
電力量 (従量) 料金単価	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夏季
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	その他季

（上記単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。）

2 料金の算出式

1月の電力量料金 = 基本料金 + 電力量料金

(1) 基本料金

基本料金(使用月) = 契約電力 × 基本料金単価 × ((185 - 実測力率(%)) ÷ 100)

(2) 電力量料金

夏季時間料金 = 夏季電力量 × 夏季電力量料金単価

その他季料金 = その他季電力量 × その他季電力量料金単価

燃料費調整額 = 総使用電力量 × 燃料費調整単価

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

= 総使用電力量 × 賦課金単価

(3) 電力量の区分

ア 夏季

7月1日から9月30日までの期間とする。

イ その他季

4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社
電気需給約款に記載の休日

(4) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(5) 燃料費等調整単価

受注者の発電費用等の変動による燃料費調整単価は、送配電事業者が定める特定規模需要標準
供給条件による。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該
地域を管轄する送配電事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

契約金額一覧

1 橘りサイクルコミュニティセンター使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）

区分	単位	単価	適用
基本料金 単価	1か月1キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	常時電力
電力量 (従量) 料金単価	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夏季
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	その他季

（上記単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。）

2 料金の算出式

1月の電力量料金 = 基本料金 + 電力量料金

(1) 基本料金

基本料金（使用月） = 契約電力 × 基本料金単価 × ((185 - 実測力率(%)) ÷ 100)

(2) 電力量料金

夏季電力量料金 = 夏季使用電力量 × 夏季電力量料金単価

その他季電力量料金 = その他季使用電力量 × その他季電力量料金単価

燃料費調整額 = 総使用電力量 × 燃料費調整単価

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
= 総使用電力量 × 賦課金単価

(3) 電力量の区分

ア 夏季

7月1日から9月30日までの期間とする。

イ その他季

4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

(4) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(5) 燃料費等調整単価

受注者の発電費用等の変動による燃料費調整単価は、一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

契 約 金 額 一 覧

1 川崎生活環境事業所ほか3事業所使用電力の供給に関する単価（契約電力料金単価）

区 分	単 位	単 価	適 用
基本料金 単価	1か月1キロワットにつき	〇〇円〇〇銭	常時電力
電力量 (従量) 料金単価	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	夏季
	1キロワット時あたり	〇〇円〇〇銭	その他季

（上記単価は、消費税及び地方消費税を含むものとする。）

2 料金の算出式

1月の電力量料金 = 基本料金 + 電力量料金

(1) 基本料金

基本料金（使用月）= 契約電力 × 基本料金単価 × ((185 - 実測力率(%)) ÷ 100)

(2) 電力量料金

夏季電力量料金 = 夏季使用電力量 × 夏季電力量料金単価

その他季電力量料金 = その他季使用電力量 × その他季電力量料金単価

燃料費調整額 = 総使用電力量 × 燃料費調整単価

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
= 総使用電力量 × 賦課金単価

(3) 電力量の区分

ア 夏季

7月1日から9月30日までの期間とする。

イ その他季

4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

※ 休日等

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

(4) 端数処理

契約金額その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

(5) 燃料費等調整単価

受注者の発電費用等の変動による燃料費調整単価は、一般電気事業者が定める特定規模需要標準供給条件による。

(6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

予 定 売 却 電 力 量

浮島処理センター	夏季 平日昼間電力量 (kWh)	その他季 平日昼間電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	合 計 (kWh)
令和5年 4月		755,200	956,700	1,711,900
令和5年 5月		221,100	443,700	664,800
令和5年 6月		1,419,900	1,673,200	3,093,100
令和5年 7月	442,400		711,100	1,153,500
令和5年 8月	966,000		1,311,100	2,277,100
令和5年 9月	730,200		842,500	1,572,700
令和5年 10月		0	0	0
令和5年 11月		0	0	0
令和5年 12月		0	0	0
令和6年 1月		22,500	81,400	103,900
令和6年 2月		735,500	877,800	1,613,300
令和6年 3月		73,500	212,000	285,500
計	2,138,600	3,227,700	7,109,500	12,475,800

夏季平日昼間電力量:	7月1日から9月30日までの期間において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間
その他季平日昼間電力量:	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間
その他電力量:	「夏季平日昼間電力量」及び「その他季平日昼間電力量」以外
休日等:	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定売却電力量は、余剰電力量から自己託送分を引いた量を記載している。
- ・ 原則、別紙27の自己託送予定電力量に基づき自己託送供給を実施する。

予 定 売 却 電 力 量

王禅寺処理センター	夏季 平日昼間電力量 (kWh)	その他季 平日昼間電力量 (kWh)	その他電力量 (kWh)	合 計 (kWh)
令和5年 4月		602,100	795,600	1,397,700
令和5年 5月		514,500	936,500	1,451,000
令和5年 6月		416,200	413,800	830,000
令和5年 7月	622,400		852,100	1,474,500
令和5年 8月	794,700		944,000	1,738,700
令和5年 9月	590,200		790,000	1,380,200
令和5年 10月		636,400	891,300	1,527,700
令和5年 11月		620,700	885,600	1,506,300
令和5年 12月		606,100	879,700	1,485,800
令和6年 1月		345,300	616,000	961,300
令和6年 2月		331,600	515,900	847,500
令和6年 3月		700,700	983,800	1,684,500
計	2,007,300	4,773,600	9,504,300	16,285,200

※当該処理センターの計画余剰電力量にバイオマス比率の平均値を乗じて非FIT分を算出。

夏季平日昼間電力量:	7月1日から9月30日までの期間において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間
その他季平日昼間電力量:	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間
その他電力量:	「夏季平日昼間電力量」及び「その他季平日昼間電力量」以外
休日等:	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定売却電力量は、余剰電力量から自己託送分を引いた量を記載している。
- ・ 原則、別紙28の自己託送予定電力量に基づき自己託送供給を実施する。

予 定 購 入 電 力 量

浮島処理センター	契約電力 (特別高圧) (kW)	契約電力 (高圧) (kW)	ピーク時間 (kWh)	夏季昼間時間 (kWh)	その他季 昼間時間 (kWh)	夜間時間 (kWh)	合計 (kWh)	備考
令和5年 4月	3,500	2,472	0	0	23,600	10,800	34,400	特別高圧から購入
令和5年 5月	3,500	2,472	0	0	43,900	20,100	64,000	特別高圧から購入
令和5年 6月	3,500	2,472	0	0	0	0	0	特別高圧から購入
令和5年 7月	3,500	2,472	9,500	25,900	0	16,200	51,600	特別高圧から購入
令和5年 8月	3,500	2,472	4,100	11,100	0	6,900	22,100	特別高圧から購入
令和5年 9月	3,500	—	35,400	107,100	0	77,700	220,200	特別高圧から購入
令和5年 9月	—	2,472	40,700	123,600	0	89,700	254,000	高圧から購入
令和5年 10月	3,500	—	0	0	727,500	397,400	1,124,900	高圧から購入
令和5年 11月	—	2,472			117,300	64,100	181,400	高圧から購入
令和5年 11月	3,500	—	0	0	260,000	139,800	399,800	特別高圧から購入
令和5年 12月	3,500	2,472	0	0	33,800	15,400	49,200	特別高圧から購入
令和6年 1月	3,500	2,472	0	0	184,500	99,000	283,500	特別高圧から購入
令和6年 2月	3,500	2,472	0	0	33,800	15,400	49,200	特別高圧から購入
令和6年 3月	3,500	2,472	0	0	52,300	23,900	76,200	特別高圧から購入
計	—	—	89,700	267,700	1,476,700	976,400	2,810,500	—

ピーク時間:	7月1日から9月30日までの期間において、休日等を除き、午後1時から午後4時までの間
夏季昼間時間:	7月1日から9月30日までの期間において、休日等を除き、午前8時から午後1時及び午後4時から午後10時までの間
その他季昼間時間:	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間
夜間時間:	「ピーク時間」、「夏季昼間時間」及び「その他季昼間時間」以外
休日等:	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日
その他特記事項:	浮島処理センターは場内受電設備の工事により、令和5年9月24日から11月5日までの43日間を高圧線から電力購入するものとし、その他の期間においては特別高圧線から電力購入するものとする。 また、特別高圧及び高圧の電気受給期間は本契約期間と同じものとし、それぞれ電力量料金が発生するものとするが、新設工事の進捗によっては使用開始日が変更となる場合は、浮島処理センターで使用する電力の供給仕様書記載のとおりとする。

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。ただし、特別高圧線では電力を使用しない月及び高圧線は通年で85パーセントとみ
- ・ 特別高圧及び高圧の電気受給期間は本契約期間と同じものとし、それぞれ電力量料金が発生するものとする。
- ・ 「燃料費等調整額単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

予 定 購 入 電 力 量

堤根処理センター	契約電力 (kW)	ピーク時間 (kWh)	夏季昼間時間 (kWh)	その他季 昼間時間 (kWh)	夜間時間 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	1,500			67,200	47,700	114,900
令和5年 5月	1,500			53,000	68,600	121,600
令和5年 6月	1,500			122,300	100,900	223,200
令和5年 7月	1,500	21,200	63,500		68,700	153,400
令和5年 8月	1,500	24,300	71,300		76,900	172,500
令和5年 9月	1,500	18,100	55,600		60,500	134,200
令和5年 10月	1,500			37,700	27,300	65,000
令和5年 11月	1,500			56,700	49,300	106,000
令和5年 12月	1,500			89,900	88,200	178,100
令和6年 1月	1,500			153,000	102,000	255,000
令和6年 2月	1,500			168,000	112,000	280,000
令和6年 3月	1,500			186,000	124,000	310,000
計	—	63,600	190,400	933,800	926,100	2,113,900

ピーク時間:	7月1日から9月30日までの期間において、休日等を除き、午後1時から午後4時までの間
夏季昼間時間:	7月1日から9月30日までの期間において、休日等を除き、午前8時から午後1時及び午後4時から午後10時までの間
その他季昼間時間:	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間
夜間時間:	「ピーク時間」、「夏季昼間時間」及び「その他季昼間時間」以外
休日等:	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・力率については、100パーセントとする。ただし、電力を使用しない月は85パーセントとみなす。
- ・「燃料費等調整額単価」は、0.00円とする。
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は0.00円とする。
- ・料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

予 定 購 入 電 力 量

王禅寺処理センター	契約電力 (kW)	ピーク時間 (kWh)	夏季昼間時間 (kWh)	その他季 昼間時間 (kWh)	夜間時間 (kWh)	自家発補給 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	1,600			0	0	0	0
令和5年 5月	1,600			0	0	0	0
令和5年 6月	1,600			179,300	110,000	2,000	291,300
令和5年 7月	1,600	0	0		0	0	0
令和5年 8月	1,600	0	0		0	0	0
令和5年 9月	1,600	0	0		0	0	0
令和5年 10月	1,600			0	0	0	0
令和5年 11月	1,600			0	0	0	0
令和5年 12月	1,600			0	0	0	0
令和6年 1月	1,600			0	0	0	0
令和6年 2月	1,600			0	0	0	0
令和6年 3月	1,600			0	0	0	0
計	—	0	0	179,300	110,000	2,000	291,300

ピーク時間:	7月1日から9月30日までの期間において、休日等を除き、午後1時から午後4時までの間
夏季昼間時間:	7月1日から9月30日までの期間において、休日等を除き、午前8時から午後1時及び午後4時から午後10時までの間
その他季昼間時間:	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間において、休日等を除き、午前8時から午後10時までの間
夜間時間:	「ピーク時間」、「夏季昼間時間」及び「その他季昼間時間」以外
休日等:	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。ただし、電力を使用しない月は85パーセントとみなす。
- ・ 「燃料費等調整額単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

予 定 購 入 電 力 量

南部リサイクルセンター	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	242		17,200	17,200
令和5年 5月	242		13,400	13,400
令和5年 6月	242		13,300	13,300
令和5年 7月	242	12,300	8,900	21,200
令和5年 8月	242	29,100		29,100
令和5年 9月	242	25,300		25,300
令和5年 10月	242	8,400	9,400	17,800
令和5年 11月	242		14,200	14,200
令和5年 12月	242		17,400	17,400
令和6年 1月	242		22,600	22,600
令和6年 2月	242		24,900	24,900
令和6年 3月	242		17,400	17,400
計	—	75,100	158,700	233,800

※ 令和3年度契約業者の検針日が毎月中旬であり、検針により使用電力量を算出しているため、上記の月の使用電力量に多少誤差が生じます。

夏季	7月1日から9月30日までの期間
その他季	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで
休日等	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。
- ・ 「燃料費等調整額単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

予 定 購 入 電 力 量

加瀬クリーンセンター	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	202		16,000	16,000
令和5年 5月	202		14,900	14,900
令和5年 6月	202		16,300	16,300
令和5年 7月	202	14,600	3,900	18,500
令和5年 8月	202	20,800		20,800
令和5年 9月	202	18,100		18,100
令和5年 10月	202	3,600	9,800	13,400
令和5年 11月	202		16,400	16,400
令和5年 12月	202		19,700	19,700
令和6年 1月	202		21,100	21,100
令和6年 2月	202		21,700	21,700
令和6年 3月	202		16,700	16,700
計	—	57,100	156,500	213,600

※ 令和3年度契約業者の検針日が毎月月末であり、検針により使用電力量を算出しているため、上記の月の使用電力量に多少誤差が生じます。

夏季	7月1日から9月30日までの期間
その他季	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで
休日等	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。
- ・ 「燃料費等調整額単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

予 定 購 入 電 力 量

入江崎クリーンセンター	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	120		7,200	7,200
令和5年 5月	120		7,300	7,300
令和5年 6月	120		7,800	7,800
令和5年 7月	120	4,700	3,600	8,300
令和5年 8月	120	9,900		9,900
令和5年 9月	120	11,000		11,000
令和5年 10月	120	3,300	4,300	7,600
令和5年 11月	120		7,200	7,200
令和5年 12月	120		7,400	7,400
令和6年 1月	120		8,800	8,800
令和6年 2月	120		10,100	10,100
令和6年 3月	120		7,500	7,500
計	—	28,900	71,200	100,100

※ 令和3年度契約業者の検針日が毎月中旬であり、検針により使用電力量を算出しているため、上記の月の使用電力量に多少誤差が生じます。

夏季	7月1日から9月30日までの期間
その他季	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで
休日等	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。
- ・ 「燃料費等調整額単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

予 定 購 入 電 力 量

浮島埋立事業所	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	62		19,200	19,200
令和5年 5月	62		16,100	16,100
令和5年 6月	62		19,700	19,700
令和5年 7月	62	6,600	7,500	14,100
令和5年 8月	62	23,900		23,900
令和5年 9月	62	18,400		18,400
令和5年 10月	62	8,000	10,300	18,300
令和5年 11月	62		18,300	18,300
令和5年 12月	62		15,900	15,900
令和6年 1月	62		18,400	18,400
令和6年 2月	62		16,600	16,600
令和6年 3月	62		14,000	14,000
計	—	56,900	156,000	212,900

※ 令和3年度契約業者の検針日が毎月中旬であり、検針により使用電力量を算出しているため、上記の月の使用電力量に多少誤差が生じます。

夏季	7月1日から9月30日までの期間
その他季	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間
休日等	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。
- ・ 「燃料費等調整額単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

予 定 購 入 電 力 量

堤根処理センター 資源化処理施設	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	6		600	600
令和5年 5月	6		500	500
令和5年 6月	6		700	700
令和5年 7月	6	600		600
令和5年 8月	6	700		700
令和5年 9月	6	600		600
令和5年 10月	6		600	600
令和5年 11月	6		500	500
令和5年 12月	6		800	800
令和6年 1月	6		900	900
令和6年 2月	6		700	700
令和6年 3月	6		700	700
計	—	1,900	6,000	7,900

夏季	7月1日から9月30日までの期間
その他季	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間
休日等	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。
- ・ 「燃料費等調整額単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

予 定 購 入 電 力 量

橋リサイクルコミュニティーセンター	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	44		2,500	2,500
令和5年 5月	44		2,500	2,500
令和5年 6月	44		2,500	2,500
令和5年 7月	44	2,500		2,500
令和5年 8月	44	2,500		2,500
令和5年 9月	44	2,500		2,500
令和5年 10月	—		0	0
令和5年 11月	—		0	0
令和5年 12月	—		0	0
令和6年 1月	—		0	0
令和6年 2月	—		0	0
令和6年 3月	—		0	0
計	—	7,500	7,500	15,000

夏季	7月1日から9月30日までの期間
その他季	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間
休日等	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。
- ・ 「燃料費等調整単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

予 定 購 入 電 力 量

川崎生活環境事業所	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	76		10,100	10,100
令和5年 5月	76		8,500	8,500
令和5年 6月	76		11,200	11,200
令和5年 7月	76	7,700	6,100	13,800
令和5年 8月	76	15,400		15,400
令和5年 9月	76	14,300		14,300
令和5年 10月	76	5,200	6,700	11,900
令和5年 11月	76		7,200	7,200
令和5年 12月	76		8,300	8,300
令和6年 1月	76		11,900	11,900
令和6年 2月	76		11,800	11,800
令和6年 3月	76		9,300	9,300
計	—	42,600	91,100	133,700

※ 令和3年度契約業者の検針日が毎月中旬であり、検針により使用電力量を算出しているため、上記の月の使用電力量に多少誤差が生じます。

夏季	7月1日から9月30日までの期間
その他季	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで
休日等	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。
- ・ 「燃料費等調整単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

予 定 購 入 電 力 量

中原生活環境事業所	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	79		5,100	5,100
令和5年 5月	79		2,900	2,900
令和5年 6月	79		3,600	3,600
令和5年 7月	79	4,200	4,200	8,400
令和5年 8月	79	11,800		11,800
令和5年 9月	79	9,700		9,700
令和5年 10月	79	3,600	2,200	5,800
令和5年 11月	79		3,300	3,300
令和5年 12月	79		6,300	6,300
令和6年 1月	79		11,300	11,300
令和6年 2月	79		13,000	13,000
令和6年 3月	79		8,600	8,600
計	—	29,300	60,500	89,800

※ 令和3年度契約業者の検針日が毎月中旬であり、検針により使用電力量を算出しているため、上記の月の使用電力量に多少誤差が生じます。

夏季	7月1日から9月30日までの期間
その他季	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで
休日等	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。
- ・ 「燃料費等調整単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

予 定 購 入 電 力 量

宮前生活環境事業所	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	100		11,600	11,600
令和5年 5月	100		9,500	9,500
令和5年 6月	100		11,000	11,000
令和5年 7月	100	1,100	12,900	14,000
令和5年 8月	100	15,700		15,700
令和5年 9月	100	21,300		21,300
令和5年 10月	100	14,300	900	15,200
令和5年 11月	100		12,600	12,600
令和5年 12月	100		9,000	9,000
令和6年 1月	100		13,600	13,600
令和6年 2月	100		14,000	14,000
令和6年 3月	100		13,500	13,500
計	—	52,400	108,600	161,000

※ 令和3年度契約業者の検針日が毎月初旬であり、検針により使用電力量を算出しているため、上記の月の使用電力量に多少誤差が生じます。

夏季	7月1日から9月30日までの期間
その他季	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで
休日等	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。
- ・ 「燃料費等調整単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

予 定 購 入 電 力 量

多摩生活環境事業所	契約電力 (kW)	夏季 (kWh)	その他季 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	76		8,300	8,300
令和5年 5月	76		4,500	4,500
令和5年 6月	76		5,600	5,600
令和5年 7月	76	3,300	7,400	10,700
令和5年 8月	76	18,000		18,000
令和5年 9月	76	19,500		19,500
令和5年 10月	76	6,700	1,900	8,600
令和5年 11月	76		6,300	6,300
令和5年 12月	76		6,800	6,800
令和6年 1月	76		10,300	10,300
令和6年 2月	76		11,800	11,800
令和6年 3月	76		9,900	9,900
計	—	47,500	72,800	120,300

※ 令和3年度契約業者の検針日が毎月中旬であり、検針により使用電力量を算出しているため、上記の月の使用電力量に多少誤差が生じます。

夏季	7月1日から9月30日までの期間
その他季	4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から3月31日まで
休日等	日曜日、国民の祝日、東京電力エナジーパートナー株式会社電気需給約款に記載の休日

※ 入札金額算出の注意

- ・ 電力量1kWhの単価は、単位を1銭とする。
- ・ 力率については、100パーセントとする。
- ・ 「燃料費等調整単価」は、0.00円とする。
- ・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、0.00円とする。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- ・ 予定購入電力量は、供給電力量から自己託送分を引いた量を記載している。

浮島処理センターから各施設への自己託送予定電力量

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	堤根処理センター (kWh)	王禅寺処理センター (kWh)	南部リサイクルセンター (kWh)	加瀬クリーンセンター (kWh)	入江崎クリーンセンター (kWh)	浮島埋立事業所 (kWh)	橘リサイクルコミュニティセンター (kWh)	川崎生活環境事業所 (kWh)	中原生活環境事業所 (kWh)	宮前生活環境事業所 (kWh)	多摩生活環境事業所 (kWh)	川崎市役所第3庁舎 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	9,500	0	10,140	7,800	3,600	3,800	1,520	4,940	2,223	8,645	3,211	4,000	59,379
令和5年 5月	2,850	0	3,120	2,400	1,080	1,140	475	1,520	684	2,660	988	1,200	18,117
令和5年 6月	20,900	24,000	20,280	15,600	7,920	8,360	2,755	9,880	4,446	17,290	6,422	8,800	146,653
令和5年 7月	5,700	0	6,240	4,800	2,160	2,280	950	3,040	1,368	5,320	1,976	0	33,834
令和5年 8月	15,200	0	14,820	11,400	5,400	6,080	1,995	7,220	3,249	12,635	4,693	0	82,692
令和5年 9月	10,450	0	10,920	8,400	3,960	4,180	1,520	5,320	2,394	9,310	3,458	0	59,912
令和5年 10月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年 11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年 12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年 1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年 2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年 3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	64,600	24,000	65,520	50,400	24,120	25,840	9,215	31,920	14,364	55,860	20,748	14,000	400,587

	1時間あたりの自己託送量	託送を行う時間	託送を行う日程
堤根処理センター	100kWh	7:30~17:00	月~金
王禅寺処理センター	500kWh	0:00~24:00	6月の数日間
南部リサイクルセンター	120kWh	8:30~12:00 13:00~16:00	月~土
加瀬クリーンセンター	120kWh	9:00~11:30 13:30~16:00	
入江崎クリーンセンター	60kWh	9:30~15:30	平日
浮島埋立事業所	40kWh	7:30~17:00	月~金
橘リサイクルコミュニティセンター	10kWh	8:00~17:30	毎日(第4水曜日除く)
川崎生活環境事業所	40kWh	7:30~17:00	月~土
中原生活環境事業所	18kWh		
宮前生活環境事業所	70kWh		
多摩生活環境事業所	26kWh		
川崎市役所第3庁舎	50kWh	9:00~17:00	平日

※浮島処理センターにおいて、全休炉期間や焼却炉の運転計画における自己託送が実施出来ない期間等は除く。

(浮島処理センター自己託送停止予定期間①令和5年4月17日~令和5年5月26日、②令和5年7月11日~令和5年8月9日、③令和5年9月17日~令和6年3月31日)

※1月1日~3日の期間は除く。

王禅寺処理センターから各施設への自己託送予定電力量

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
	堤根処理センター (kWh)	南部リサイクルセンター (kWh)	加瀬クリーンセンター (kWh)	入江崎クリーンセンター (kWh)	浮島埋立事業所 (kWh)	橘リサイクルコミュニティセンター (kWh)	川崎生活環境事業所 (kWh)	中原生活環境事業所 (kWh)	宮前生活環境事業所 (kWh)	多摩生活環境事業所 (kWh)	川崎市役所第3庁舎 (kWh)	合計 (kWh)
令和5年 4月	9,500	9,360	7,200	3,600	3,800	1,235	4,560	2,052	7,980	2,964	4,000	56,251
令和5年 5月	19,000	17,940	13,800	6,120	7,600	2,375	8,740	3,933	15,295	5,681	6,800	107,284
令和5年 6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年 7月	14,250	14,040	10,800	5,040	5,700	1,900	6,840	3,078	11,970	4,446	0	78,064
令和5年 8月	6,650	6,240	4,800	2,520	2,660	855	3,040	1,368	5,320	1,976	0	35,429
令和5年 9月	9,500	10,140	7,200	3,240	3,800	1,235	4,560	2,052	7,980	2,964	0	52,671
令和5年 10月	20,900	20,280	15,600	7,560	8,360	0	9,880	4,446	17,290	6,422	0	110,738
令和5年 11月	20,900	20,280	15,600	6,840	8,360	0	9,880	4,446	17,290	6,422	0	110,018
令和5年 12月	19,950	20,280	15,600	7,560	7,980	0	9,880	4,446	17,290	6,422	0	109,408
令和6年 1月	19,000	18,720	14,400	6,840	7,600	0	9,120	4,104	15,960	5,928	0	101,672
令和6年 2月	19,950	19,500	15,000	7,200	7,980	0	9,500	4,275	16,625	6,175	0	106,205
令和6年 3月	19,950	20,280	15,600	7,200	7,980	0	9,880	4,446	17,290	6,422	0	109,048
計	179,550	177,060	135,600	63,720	71,820	7,600	85,880	38,646	150,290	55,822	10,800	976,788

	1時間あたりの自己託送量	託送を行う時間	託送を行う日程
堤根処理センター	100kWh	7:30~17:00	月~金
南部リサイクルセンター	120kWh	8:30~12:00 13:00~16:00	月~土
加瀬クリーンセンター	120kWh	9:00~11:30 13:30~16:00	
入江崎クリーンセンター	60kWh	9:30~15:30	平日
浮島埋立事業所	40kWh	7:30~17:00	月~金
橘リサイクルコミュニティセンター	10kWh	8:00~17:30	毎日(第4水曜日除く)
川崎生活環境事業所	40kWh	7:30~17:00	月~土
中原生活環境事業所	18kWh		
宮前生活環境事業所	70kWh		
多摩生活環境事業所	26kWh		
川崎市役所第3庁舎	50kWh	9:00~17:00	平日

※浮島処理センターにおいて、全休炉期間や焼却炉の運転計画における自己託送が実施出来ない期間等において、王禅寺処理センターから各施設への自己託送を行う。
 (浮島処理センター自己託送停止予定期間①令和5年4月17日~令和5年5月26日、②令和5年7月11日~令和5年8月9日、③令和5年9月17日~令和6年3月31日)

※王禅寺処理センターから浮島処理センターへの自己託送は行わない。

※1月1日~3日の期間は除く。